

2023. 2 No.130

三井住友信託銀行

調査月報



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

時論

2%物価目標と財政法第4条.....1

経済の動き

地価LOOKレポートで読み解く地価動向

～コロナ禍で地価はどう動いたか？～.....3

インドは次の中国になりうるのか.....11

時論

2%物価目標と財政法第4条

昨年の金融市場は米国の金融政策の行方を巡って一喜一憂する展開が続いたが、12月20日の日銀ショックが加わったことで金融市場の先行き不透明感は一層強まった。

米国の物価上昇率は鈍化しているが、これはエネルギー価格と自動車などでコロナ禍の供給制約の影響が一巡したことの影響で、国内景気の強さを反映した家賃などのサービス物価はジリジリと上昇している。金融引き締めの打ち止めや、利下げへの転換を期待するのはやや楽観的な状況にあり、FRBは金融市場の利下げ観測をけん制している。

日銀の声明文や黒田総裁の会見を素直に受け止めると、12月の決定は金融政策の変更ではなく、イールドカーブコントロール(以降、YCC)のオペレーション変更による金利コントロールの強化で、金融引き締めではなかった。しかし、日銀が「YCCのレンジ拡大は実質的金融引き締めにあたる」との見解を示していたことから、金融市場はレンジ幅拡大を日銀の政策転向と受け止め、更なるレンジの拡大やマイナス金利政策の修正に対する警戒感を強めた。

過去の発言との整合性以外でも、下記のように12月の日銀の決定には金融市場とのコミュニケーション不全が多く指摘されている。

- ・「市場機能の低下」に対して懸念を表明している一方で、全年限でYCCを実施するという市場のプライシング機能を否定するかの様な施策を打ち出していること。

- ・引き締め政策でないのであれば、10年債のレンジを拡大せずに、他の年限を適正イールドカーブ水準まで引き下げればよいのではないのか。

- ・10年国債をゼロ%程度で推移するという政策目標を変えずに、変動幅を±0.5%まで拡大したが、日銀が意図している「ゼロ%程度」の「程度」はいったいどこまでなのか。±1.0%や±2.0%でもゼロ%程度とみなされるのか。

日銀が伝えたかった意図を正確に把握することは出来ないが、日銀の発したメッセージが市場に正しく伝わらなかったことは事実で、結果として国債利回りは上昇し、市場の歪みは拡大した。

これまで日銀はタブーとも言われていた中央銀行による長期金利のコントロールを政策の柱としてきたが、その持続性にも大きな疑問符が付くことになった。しかし、仮にYCCが続けられるとしても、これから輸入インフレの影響が剥落して行く中で、国債市場の機能が麻痺するほどの金融緩和と政策を10年間続けて来ても達成できなかった、「2%物価目標」に到達するための有効な政策であるのかは更に大きな疑問である。

2018年に雨宮副総裁が京都で行った講演の中で、2%の物価目標について説明をされているが、要約すると、物価統計には上方バイアスがあるので物価の目標は若干のプラスが適当、加えて、利下げのための「のりしろ」を確保するためにも、プラスの物価上昇とプラスの金利が必要。諸外国の物価目標は概ね2%程度がグローバルスタンダードとなっているので、為替の安定のためには日本も他国同様に2%に設定することが重要と説明されている。

最新の物価展望レポートにおける、日銀の物価見通しは2022年度3.0%、2023年度1.6%、2024年度1.8%となっており、輸入インフレ効果もあり2%物価目標の「のりしろ」の範疇には入ると見ているようで

ある。10年国債の±0.5%が「ゼロ%程度」であるならば、「2%程度」の物価上昇は達成していると言えそうな気がするが、この先も、2%目標未達として異次元金融緩和を続けていく事になるのであろうか。

金融政策の出口の議論は時期尚早かもしれないが、「2%物価目標」を今後も続けて行くことの妥当性と目標達成へのアプローチの適格性については早急に再検討する事が必要である。

金融政策に限らないが、日本人は一度決めたことを自らで軌道修正することが苦手なのではないかと感じる事が多い。

財政法では「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と定められており、国債の発行は公共事業や災害復興などを除き原則的に禁止されており、「特例」として赤字国債の発行が認められている。しかし、現時点で赤字国債は特例どころか財源の柱として常態化しており、国会の議決も形骸化している。

財政法が有名無実化していることもあり、国債の発行額は膨張を続けており、一部では財源確保策として国債の償還ルールを見直すという議論も出ているようである。しかし、財政赤字が拡大しているものの、将来の成長に向けた支出を増やせていない中で必要となるのは、安易な償還ルールの見直しではなく、財政の入り口から出口へのアプローチを整理することである。

過去債務の問題もあるので、単純に仕分けすることは難しいが、インフラ整備に限らず、教育、安全保障など将来世代にも恩恵がある歳出は償還計画を明らかにしたうえで国債発行を可能とし、一方で社会保障費など現在の世代に限定的に支出される歳出は税収と社会保険料で対応するというような世代間の負担と受益を踏まえた区分けをするというのは一案と思われる。また、特例国債の発行は、経済危機や災害、パンデミックなど文字通りの特例時に限定し、基本的に中央銀行が引き受ける永久債的なものとするれば、危機時に機動的な財政運営が可能となるのではないかと思う。

繰り返しになるが日本人は一度決めたことを自ら軌道修正をすることが苦手で、当初の目的を忘れて既存のルールを守ることが目的化してしまう傾向が強い。

金融政策における「2%程度の安定的な物価上昇」や財政政策における「ワイズスペンディングの徹底や、プライマリーバランス黒字化」は理想的な目標ではあるが、残念ながらそのゴールは現在の延長線上には見えていない。

先の、サッカーワールドカップでのドイツ戦やスペイン戦ではハーフタイムでの戦術変更や選手交代が大きな成果に繋がった。日本人は軌道修正をすることは苦手でも一度方向性が決まると、ゴールに向かって突き進む強さを持っている。

異次元緩和10年の節目が、わが国の政策運営を変える機会となることを期待したい。

(調査部 審議役 上席研究員 寺坂 昭弘)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtb.jpまでご連絡ください。

地価 LOOK レポートで読み解く地価動向

～コロナ禍で地価はどう動いたか？～

<要旨>

国土交通省が3ヶ月ごとに調査・公表している地価 LOOK レポートによると、コロナ禍が始まった2020年第2四半期(4月1日～7月1日)には、調査対象地区の38%で地価が下落し、上昇した地区は前期の73%から1%へ大幅に減少した。コロナ禍の地価下落は、オフィス需要縮小やインバウンド需要消滅の影響を大きく受けた、大都市中心部の商業地でより大きく、住宅地は商業地に比べ地価の下落は限定的で回復も早かった。

前回の地価下落局面であるリーマンショック時との比較では、リーマンショック時は圏域・用途を問わず全面的に地価が大きく下落したのに対し、コロナ禍の下落幅は小さく、エリアや用途の特性により地価の動きと回復スピードが異なるという違いがあった。

この違いの理由について考えると、リーマンショック時は実体経済が打撃を受けたことに加え、金融市場が大きな混乱となったのに対し、コロナ禍では実体経済はダメージを受けたが、金融市場は正常に機能していた点が大きく異なる。

金融市場と不動産市場は密接な関係にあり、本稿執筆時点では国債取引市場で10年国債利回りが、日本銀行の許容上限である0.5%を超える場面も現れている。日本銀行が急速に金融引締めへ動くとはみていないが、今後の地価をみるうえで金利の動向が最も重要な要素と考えている。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まってから間もなく丸3年になる。この間、感染拡大を防ぐために緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などによる人流抑制が行われ、人流抑制は日本経済に打撃を与えた。経済的な打撃は不動産市場にも及び、コロナ禍前までは上昇が続いていた土地価格(地価)も下落に転じた。

本稿では国土交通省が3ヶ月ごとに調査・公表している地価 LOOK レポートを使い、コロナ禍により日本の土地価格がどのように動いたのかを読み解いていく。

1. 地価 LOOK レポートとは？

地価 LOOK レポートは、2007年第4四半期の調査から公表されており、正式名称は「主要都市の高度利用地地価動向報告」である。調査の目的は、「主要都市の高度利用地等を対象に地価動向を調査し、先行的な地価動向を明らかにすること」とされている。

調査時点は第1四半期(1月1日～4月1日)、第2四半期(4月1日～7月1日)、第3四半期(7月1日～10月1日)、第4四半期(10月1日～1月1日)の年4回であり、不動産鑑定士が不動産鑑定評価に準じた方法により地価動向を把握し、その結果を国土交通省が集約したものである。調査対象地区ごとに、前回調査時点から3ヶ月間の地価動向が、「上昇(3%以上6%

未満)」など9区分で表されている¹。

調査対象は東京圏、大阪圏、名古屋圏、地方圏の4圏域における「特に地価動向を把握する必要性の高い地区」とされ、住宅系地区と商業系地区の2つの用途別に調査されている(図表1)。調査地区数は現在80地区だが過去3度に亘り変更されており、圏域・用途によっても調査地区数が異なることから、時系列あるいは圏域別・用途別の比較を可能にするため、本稿では「上昇」「横ばい」「下落」の実数ではなく、基本的に各地区数の比率で比較・分析を行うこととする。

図表1 調査対象の圏域と用途(地区数は2022年第3四半期時点)

圏域	対象都府県	地区数
東京圏	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	35
大阪圏	大阪府、京都府、兵庫県	19
名古屋圏	愛知県	8
地方圏	地方中心都市	18

用途	定義	地区数
住宅系地区	高層住宅等により高度利用されている地区	23
商業系地区	店舗、事務所等が高度に集積している地区	57

(資料)国土交通省

地価に関する公的な調査といえば、地価公示と都道府県地価調査(基準地価)が広く知られており、マスコミ等でもよく取り上げられる。この両調査は、調査地点数が2万地点以上と非常に多く広い範囲がカバーされているが、調査時点は地価公示が1月1日、基準地価が7月1日と年1回であり、実勢価格の動きに遅れるとも言われている。

地価 LOOK レポートは、両調査よりも調査が開始されてから日が浅く調査地区数は少ないが、実勢価格に遅行しやすいという両調査の弱点を補い、先行的な地価動向を明らかにするために速報性を重視した調査といえる。

2. コロナ禍の地価動向(2020年第2四半期以降の動き)

(1)全地区の動向

新型コロナウイルスは2020年に入ってから世界的に感染が拡大したが、ここでは国内で初めて緊急事態宣言が発令された2020年4月から現在までをコロナ禍の期間とし、2020年第2四半期以降の地価 LOOK レポートをコロナ禍における地価動向を表すものとする。

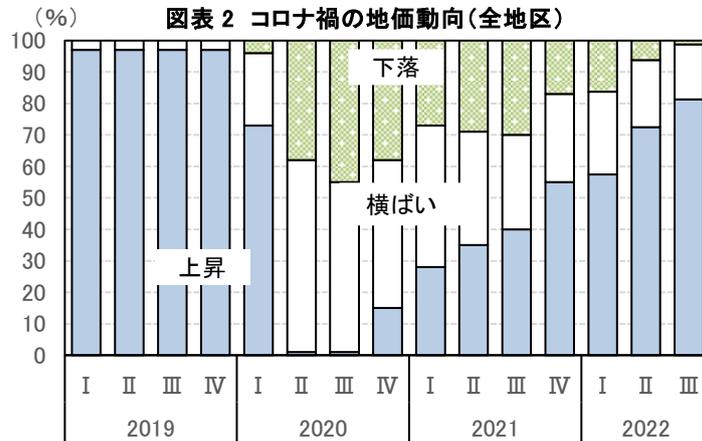
コロナ禍直前の2020年第1四半期は、全100地区²のうち73.0%が「上昇」、「下落」は僅か4.0%だった。それが緊急事態宣言で人流の抑制が始まった2020年第2四半期には、下落地区が38.0%に増加し、上昇地区は1.0%のみとなった。同年第3四半期の上昇地区は1.0%で変わらず、下落地区が45.0%に増加したが、第4四半期は上昇地区が15.0%と早くも増加に転じ、

¹ 上昇(6%以上)、上昇(3%以上6%未満)、上昇(0%超3%未満)、横ばい(0%)、下落(0%超3%未満)、下落(3%以上6%未満)、下落(6%以上9%未満)、下落(9%以上12%未満)、下落(12%以上)の9区分

² 2015年第1四半期から2021年第4四半期まで100地区。2022年第1四半期以降は80地区。

下落地区は38.0%へ減少した。続く2021年第1四半期には上昇28.0%、下落27.0%と上昇地区数と下落地区数が逆転していることから、2020年下期が地価のボトムだったとみることができる。

その後も人流抑制が断続的に実施され地価も一進一退となるが、2021年第4四半期には上昇地区が過半となるなど回復が鮮明となり、直近の2022年第3四半期では全80地区のうち65地区(81.3%)が上昇となっている(図表2)。

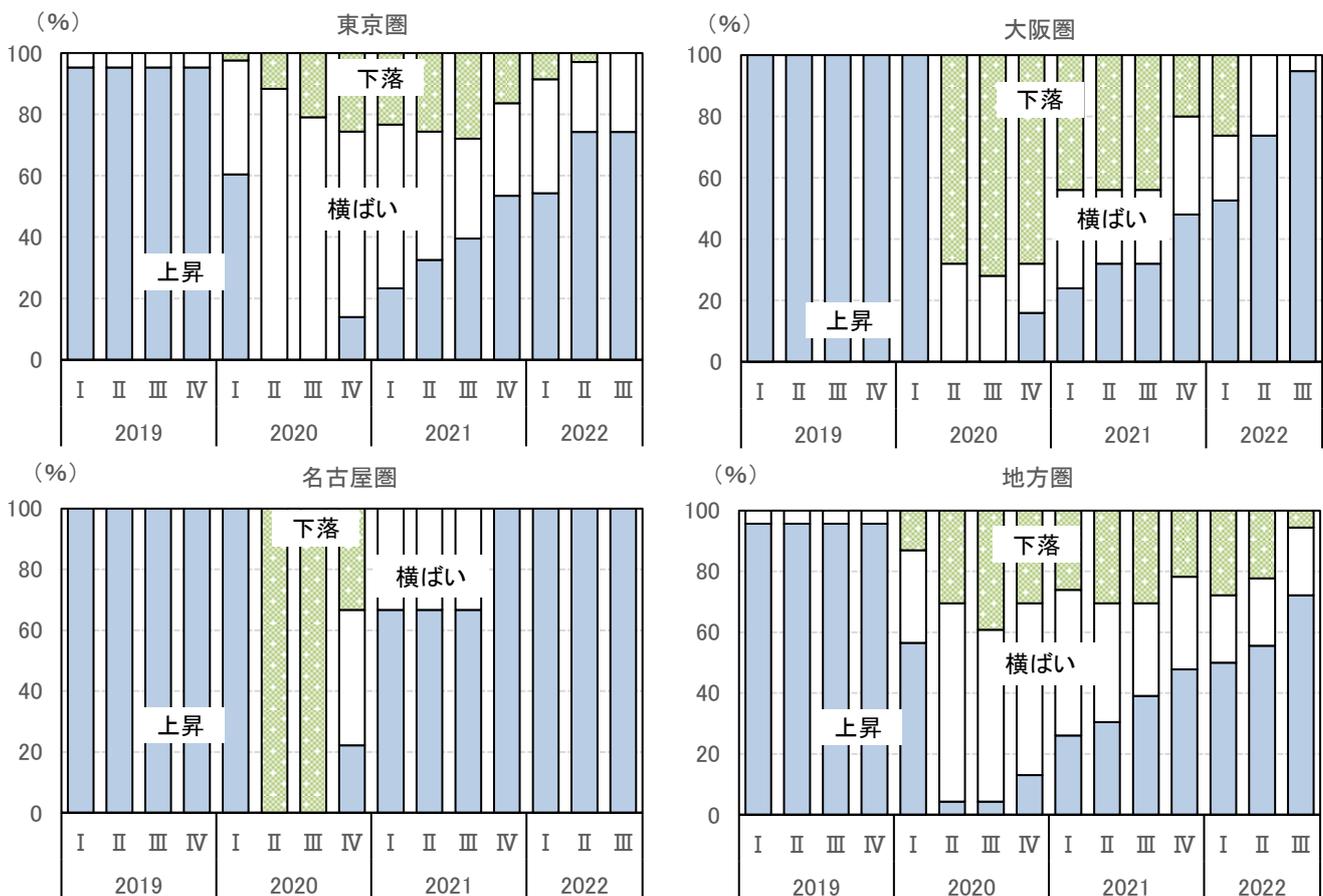


(資料)国土交通省

(2) 圏域別の動向

次に圏域別の動きを比較する(図表3)。

図表3 コロナ禍の地価動向(圏域別)



(資料)国土交通省

圏域別にみると、名古屋圏は調査地区数が少ないこともあり、動き方が最も極端であった。名古屋圏では、コロナ禍前はリニア新幹線開通期待から地価が上昇しており、2013年第2四半期から2020年第1四半期まで28期(7年間)連続で上昇地区100.0%だったのが、コロナ禍が始まった2020年第2四半期には逆に下落地区が100.0%となった。ただし、名古屋圏は回復した時期が早く、2021年第1四半期には下落地区がなくなり、上昇地区は66.7%となった。

名古屋圏に次いで下落地区の比率が高まったのが大阪圏である。大阪圏の下落地区比率は、2020年第2四半期68.0%、同年第3四半期72.0%と上昇しており、なかでもインバウンド需要消滅の影響が大きかった「心斎橋」「なんば」といったミナミの商業集積地や、大阪駅近くの商業集積地である「茶屋町」の3地区は、2021年第1四半期まで4期連続で下落率が▲3～6%となり、地価の下落幅が大きかった。大阪圏は回復にも時間が掛かり、上昇地区数が下落地区数を上回り地価がボトムアウトしたのは2021年第4四半期であった。

東京圏は大阪圏・名古屋圏に比べると、コロナ禍当初の下落地区比率は低く、2020年第2四半期に銀座や新宿など商業地4地区が下落に転じたが、2020年第2四半期の下落地区数は、その前の期から下落していた「元町(横浜)」を含む5地区(11.6%)だけだった。

その後は、丸の内・大手町など最都心の商業地も含め下落地区が増加していったが、下落地区比率はピークでも27.9%と、大阪圏(ピーク72.0%)や名古屋圏(同100.0%)よりも低位であり、名古屋圏に1期遅れて2021年第2四半期に東京圏の上昇地区数は下落地区数を上回った。

なお「歌舞伎町」「上野」といった、インバウンド需要の恩恵を受けていた地区の下落率が大きかった点は大阪圏と同様である。

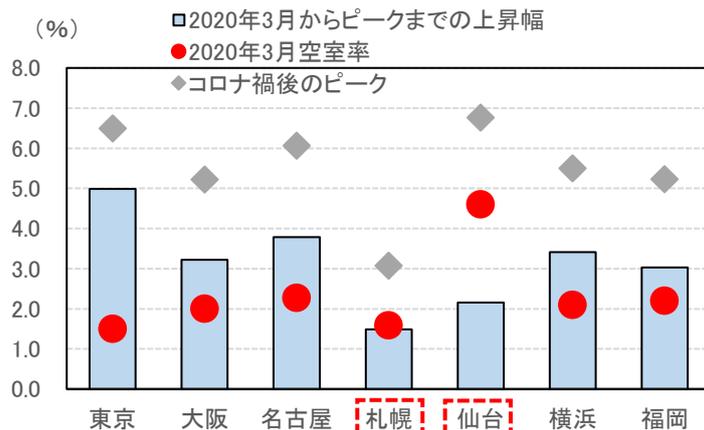
地方圏は下落地区比率がピークでは30.4%に上昇したが、2020年第2四半期～第3四半期の最も厳しい時期でも上昇地区が1地区残っていたことが特徴である。上昇していたのは、2020年第2四半期が「中央一丁目(仙台)」、第3四半期が「駅前通(札幌)」である。

これら2地区の不動産鑑定士コメントによると、「(中央一丁目)当地区及びその周辺のオフィスでは、空室率は引き続き低位で推移しており、新規賃料の上昇傾向が続き、既存テナントの賃料増額交渉は継続して見られる」、「(駅前通)大手企業からのオフィス需要に加えて、IT企業、コールセンター、人材派遣業等の新規事業所開設等のまとまったオフィス床需要が見込まれ、需要は依然として安定している」とされていた。

オフィス賃貸市場のデータをみると、札幌と仙台は他の都市に比べ、コロナ禍以降のオフィス空室率の上昇幅が小さく、札幌についてはコロナ禍以降も空室率は概ね2%台の低水準を維持している(次頁図表4)。

このように、三大都市圏では中心部のオフィスや商業施設が集積する地区の地価が軒並み下落したのに対し、地方圏ではコロナ禍にあってもオフィス市況が堅調を保ち、地価が下落しなかった地区が存在したのである。

図表4 コロナ禍におけるオフィス空室率の上昇幅

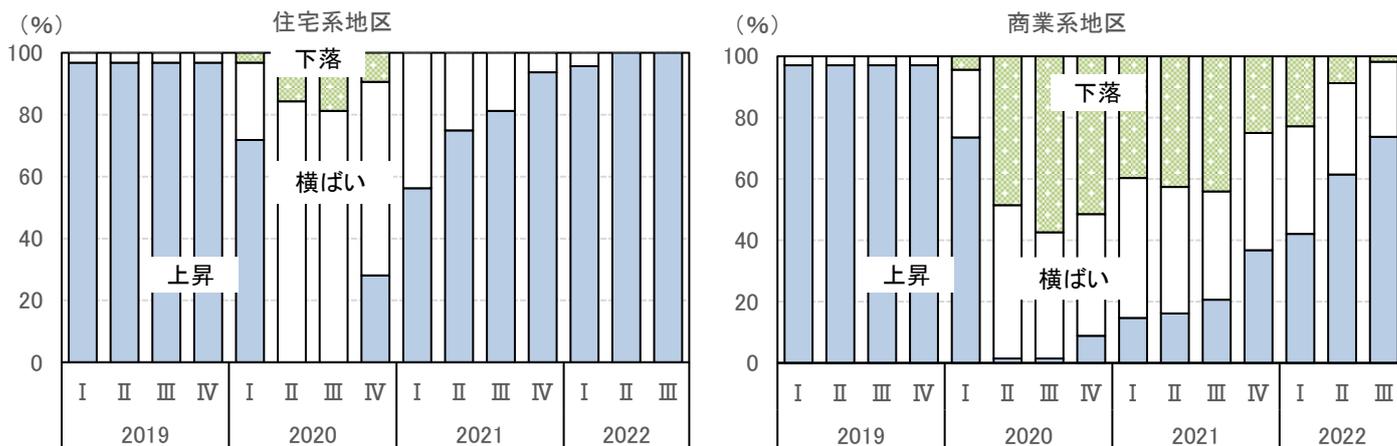


(資料)三鬼商事

(3)用途別の動向

住宅系地区と商業系地区に分けて地価の動きをみると、住宅系地区は下落地区比率が最も高い2020年第3四半期でも18.8%だったのに対し、商業系地区は同四半期の下落地区比率が57.4%となり6割近くの地区で地価が下落していた(図表5)。

図表5 コロナ禍の地価動向(用途別)



(資料)国土交通省

住宅系地区で下落したのは、名古屋市の「大曾根」「覚王山」「御器所」、京都市の「二条」「桂」、大阪市の「福島」という6地区に限られるが、商業系地区は東京や大阪、名古屋の中心地に限らず地方都市にも下落地区がみられ、住宅系地区とは対照的である(次頁図表6)。

回復のスピードも用途により異なっており、住宅系地区は2021年第1四半期には早くも下落地区がゼロとなり、2022年第2四半期には全ての地区が上昇となった。対して商業系地区は、2021年第3四半期まで下落地区比率が40%前後で推移し、下落地区比率が1ケタ台に低下したのは漸く2022年第2四半期になってからだった。

人流抑制やインバウンド需要の消滅、あるいはテレワーク拡大によるオフィス需要の減退などにより、都市中心部のオフィスや商業施設の集積地ほど大きなダメージを受け、地価は多くの商業系

地区で下落し回復に時間が掛かった。一方、住宅系地区については、一時的に住宅の販売活動が停滞し地価が下落する地区も生じたが、2020年の秋頃から住宅販売が回復したことにより、地価が回復する時期も早かったといえる。このように、住宅地と商業地で地価の動き方が大きく異なることもコロナ禍における地価動向の特徴である。

図表6 2020年第2四半期・第3四半期に地価が下落した地区

住宅系地区		商業系地区			
都市名	地区名	都市名	地区名	都市名	地区名
名古屋市	大曾根	郡山市	郡山駅周辺	名古屋市	名駅駅前
名古屋市	覚王山	東京都	丸の内	名古屋市	太閤口
名古屋市	御器所	東京都	有楽町・日比谷	名古屋市	栄南
京都市	二条	東京都	銀座中央	名古屋市	伏見
京都市	桂	東京都	新宿三丁目	名古屋市	久屋大通駅周辺
大阪市	福島	東京都	歌舞伎町	名古屋市	金山
		東京都	渋谷	岐阜市	岐阜駅北口
		東京都	池袋東口	京都市	京都駅周辺
		東京都	上野	京都市	河原町
		横浜市	元町	京都市	烏丸
		長野市	長野駅前	大阪市	西梅田
		新潟市	新潟駅南	大阪市	茶屋町
		金沢市	金沢駅周辺	大阪市	中之島西
				大阪市	北浜
				大阪市	心齋橋
				大阪市	なんば
				大阪市	OBP
				大阪市	新大阪
				大阪市	阿倍野
				吹田市	江坂
				神戸市	三宮駅前
				西宮市	阪急西宮北口駅周辺
				高松市	丸亀町周辺
				熊本市	下通周辺
				那覇市	県庁前

(資料)国土交通省

3. リーマンショック時との比較

コロナ禍以前で地価が大きく下落したのは、2008年9月に発生したリーマンショックを契機とする景気後退期であった。ここでは、リーマンショック時とコロナ禍の地価動向について、地価下落の深さや期間を比較する。

(1) 全体の地価動向

2008年9月のリーマンショックにより、2008年第4四半期には当時の調査対象地区150地区のうち、上昇地区はゼロ、横ばいが2地区(1.3%)、下落地区148地区(98.7%)と急激な地価下落が生じた。下落した148地区のうち、3か月前比の下落率が12%以上となったのが4地区、9%以上12%未満が12地区と、下落幅についても非常に大きなものとなった。

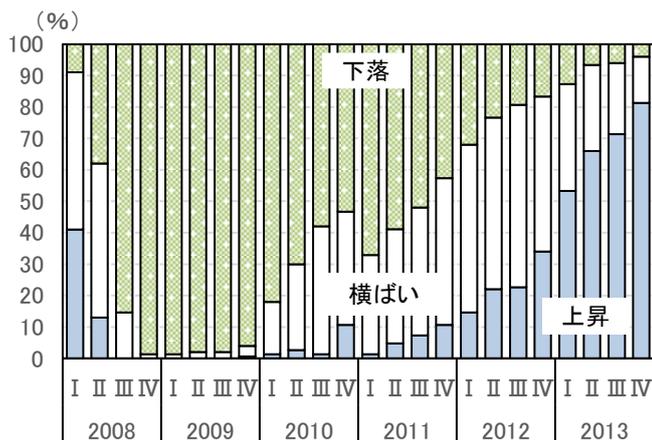
その後、2009年第4四半期まで1年間にわたり上昇地区ゼロ、大半の地区が下落という状況が続いた。上昇地区数が本格的に増加し始めたのは2011年以降であり、上昇地区数が下落地区数を上回ったのは2012年第3四半期であった。この時点を地価の本格的な回復時期とすると、リーマンショック発生から回復まで4年の歳月を費やしたことになる(次頁図表7)。

同じ視点でコロナ禍をみると、地価が下落局面となった2020年第2四半期の下落率は、大きい地区でも3%以上6%未満であり、多くの地区は下落率3%未満とリーマンショック時に比べ下

落幅は小さかった。また、回復のスピードも大きく異なっている。回復に掛かった時間を分かりやすく比較するために、上昇地区比率から下落地区比率を差し引いた指標を作成し、これを「地価の騰落指標」としてコロナ禍とリーマンショック時を比較した。時間軸については、1期目はコロナ禍が2020年第2四半期、リーマンショックが2008年第3四半期であり、指標がプラス圏にある時は上昇地区数が下落地区数を上回っており、マイナス圏は下落地区のほうが多いことを示している。

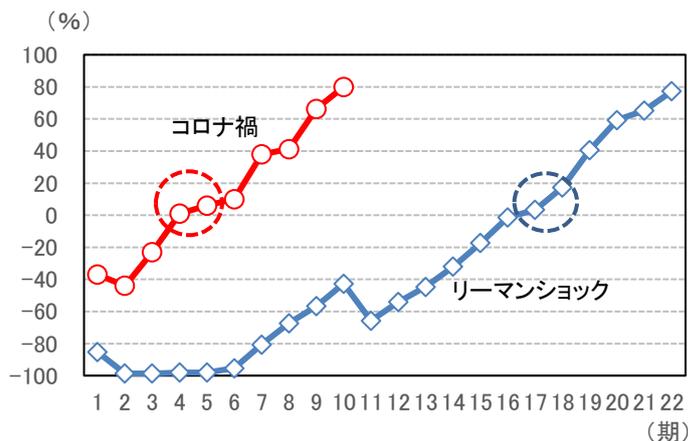
この指標を見ると、コロナ禍では4期目でプラス圏へ浮上したのに対し、リーマンショック時はプラス圏になるのに17期を要しており、回復のスピードに大きな差があることが分かる(図表8)。

図表7 リーマンショック時の地価動向(全地区)



(資料)国土交通省

図表8 地価の騰落指標比較

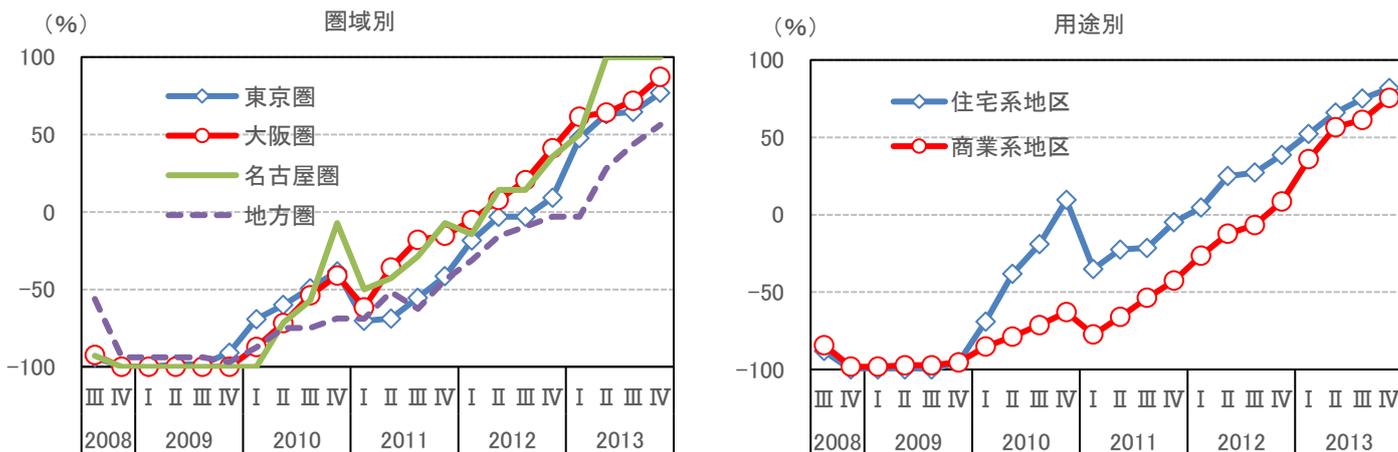


(資料)国土交通省

(2) 圏域別・用途別の地価動向

リーマンショック時の圏域別・用途別の地価動向を比較するために、地価の騰落指標を圏域別・用途別に作成した(図表9)。

図表9 地価の騰落指標(リーマンショック時)



(資料)国土交通省

圏域別にみると、リーマンショック時は全ての圏域でほぼ全ての地区が下落という状況が2009年第4四半期まで続いていた。用途別では住宅系地区が2010年第4四半期にプラスとなるも翌期には再びマイナスとなり、住宅系・商業系とも本格的な回復は2012年以降であった。

一方、コロナ禍では圏域や用途により下落地区の比率や回復時期に違いがあり、リーマンショッ

ク時とは異なる動きとなっている。このようなリーマンショック時とコロナ禍の違いについて考えると、リーマンショックは実体経済が打撃を受けたことに加え金融市場が大きな混乱となったのに対し、コロナ禍では実体経済はダメージを受けたが金融市場は正常に機能していた点が大きく異なる。

金融市場は不動産市場と密接な関係があり、金融市場が機能不全となったリーマンショック時は圏域や用途に関わりなく地価が大きく下落し回復にも時間が掛かった。

4. 金利動向が今後の地価をみるうえで重要な要素

この先、金融市場が地価に及ぼす影響を見る上では、金利の動きがカギになる。

2022年12月20日に、日本銀行が長期金利の変動許容幅を±0.25%から±0.5%へ拡大したことは、市場では実質的な利上げと受け止められ、不動産市況へのマイナス影響が懸念されたことから、この日の東証REIT指数は1838.48(前日比▲103.05ポイント)と大きく下落した。

今回の日本銀行による修正が、すぐに実際の地価を押し下げることにはならないと思うが、国内外の投資家に金融政策の先行き不透明感や金利の上昇懸念が広がれば、日本の不動産への投資に対して慎重姿勢が強まり、オフィスビルなど投資用不動産の価格や商業地の地価に下落圧力が高まる。

また、商業地だけではなく住宅地についても、金利上昇は地価にマイナスとなる。金利上昇が長期金利だけではなく短期金利にも及べば、住宅ローン利用者の7割以上が利用する変動金利型の住宅ローン金利も上昇する。その場合は、住宅資金の調達可能額が減少することで、分譲マンションなどの住宅販売が減速し、住宅価格の低下を通じて住宅地の地価下落に繋がる。

本稿執筆時点では、国債取引市場で10年国債利回りが日本銀行の許容上限である0.5%を超える場面も現れている。日本銀行が急速に金融引締めへ動くとはみていないが、金利の動向が今後の地価をみるうえで最も重要な要素と考えている。

(調査部 上席研究員 小林 俊二)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

インドは次の中国になりうるのか

<要旨>

2022年、インドの人口は中国を追い抜き、世界最大に浮上した可能性がある。では、中国がこれまで世界経済において担ってきた役割を、今後はインドが引き継ぐことになるのか。1990年以降の中国同様、人口面におけるインドの優位性は、長期にわたってインドが海外から投資を惹きつける誘因であり続けよう。また、インド経済の発展段階が依然として低く、とりわけ製造業比率や都市化率が低水準にとどまっていることは、成長の余地がきわめて大きいことを示唆する。その意味でインドが次の中国となる可能性は十分にある。とはいえ、インド社会の複雑性・多様性、相対的に民主主義的な政治体制を踏まえれば、その成長スピードは中国に比べ穏健なものにならざるを得ないだろう。加えて、農村部から都市部、貧困州から富裕州への人口移動、州間の経済政策の違いや巧拙により、インドの経済発展は地理的に不均衡かつ局地的なものになることが見込まれる。その発展の形状は巨大都市に集中する「スパイキー」(尖った)なものとなろう。

2022年、インドの人口は中国を追い抜き、世界最大に浮上した可能性がある。調査月報 2022年 11月号「国連「世界人口推計」からみえる未来」で論じたように、人口は各国の経済・政治・軍事・文化・科学などを動かす最も重要な要素の1つである。1970年代末に始まった改革開放以降、中国が世界から注目され続けてきた理由は、その人口の大きさにほかならない。

では、印中の人口逆転に伴い、これまで中国が世界経済において担った成長センターという役割を、今後はインドが引き継ぐことになるのか。この問いに対し、本稿は中国との比較という視座に立ち、社会、政治、経済、地域、都市という5つの視点から考察するものである。

1. 社会

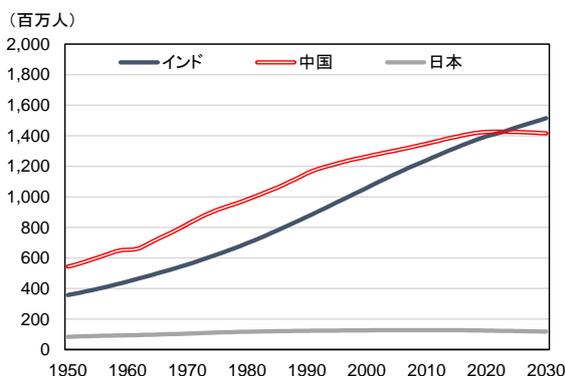
(1) 人口

2023年1月17日、中国国家统计局は、2022年末時点における中国の総人口が前年比85万人減の14.12億人だったことを発表した。一方、国連「世界人口推計」(2022年版)によれば、インドの総人口は2022年7月時点で14.17億人と推計されている。つまり、印中の人口は2022年中にも逆転した可能性がある。死亡率の低下(乳児死亡率の低下、平均寿命の伸長)を背景に、インドでは堅調な人口増加が続いており、国連の上記人口推計によると、2030年時点の人口は、インドが中国を1億人程度上回る見通しである(次頁図表1)。

この人口逆転は人口構造における両国の違いを反映したものである。1980年時点の年齢中央値は、中国の20.8歳に対しインドは19.0歳とほぼ同水準だった。しかし2022年の推計値をみると、少子高齢化が急速に進む中国では38.5歳に達しているのに対し、インドは27.9歳と依然20代後半にとどまる。2030年時点の予測値は、中国の42.7歳に対し、インドは30.9歳である。このインドの約31歳という年齢中央値は、2000年代初頭の中国と同水準である。このことは、かつての中国同様、労働量の持続的投入が、少なくとも2020年代を通じ、インド経済にとって追い風(い

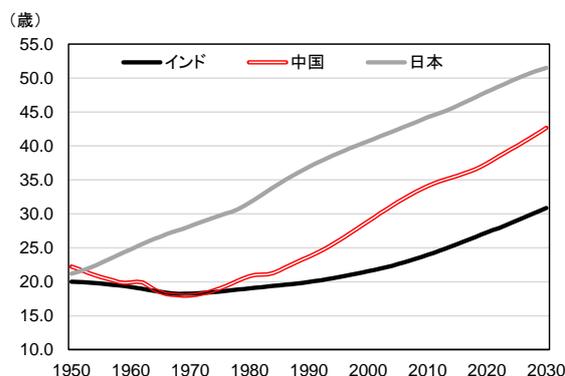
わゆる人口ボーナス)であり続ける可能性が高いということを示唆する(図表2)。

図表1 総人口



(資料) 国連

図表2 年齢中央値



(資料) 国連

(2) 社会の同質性・多様性

中国の人口の約92%は漢族が占め、残る約8%を壮族、回族、満族、ウイグル族など55の少数民族が占める。なお55という数はあくまで政府の公式数値である。また一口に漢族といっても、広大な国土を反映し、特に南北間の言語的・文化的相違は甚だしく、北方系方言(北京語など)と南方系方言(上海語、福建語、広東語など)の間には音韻面などで著しい違いがある。とはいえ後述するインドとの「相対比較」でいえば、中国は文化的にも言語的にも同質性が高い社会である。

インドの人口をエスニシティによって分類すると、全体の約72%をインド・アリア系、約25%をドラヴィダ系が占め、そのほか辺境地域には両者に属さない少数のエスニック集団が存在する。インド・アリア系は主に北部・西部・東部に、ドラヴィダ系は南部に居住する。インド・アリア語族の諸言語(ヒンディー語、ベンガル語、マラーティ語、ウルドゥー語など)とドラヴィダ語族の諸言語(テルグ語、タミル語、カンナダ語など)は言語学的に隔絶しており、また同一語族内の異言語間でも大きな違いがある。そのため母語が異なるもの同士の会話には一般的に英語が用いられる。憲法には連邦公用語であるヒンディー語を含め22の公用語が規定され、また州毎に州公用語が定められている。なお言語と方言の違いは政治的・主観的なものであり、両者の間に明確な線引きを行うことはできない。したがって同国における言語数を正確に数えることは不可能である。

エスニシティや言語に加え、インド社会は宗教やカーストによっても分断されている。うち宗教別人口構成比をみると、ヒन्दゥー教が全体の79.8%を占め、以下、イスラム教14.2%、キリスト教2.3%、シーク教1.7%、仏教0.7%、ジャイナ教0.4%などとなっている(2011年国勢調査)。イスラム教徒はマイノリティとはいえ、その数はインドネシアに次ぐ世界第2位の規模であり、また一部の地域では多数派を構成する。歴史的経緯から、ヒन्दゥー教徒とイスラム教徒の対立はときに先鋭化する。加えて、現与党インド人民党(BJP)がヒन्दゥー至上主義を掲げていることも宗教対立を煽る要因となっている。

エスニシティ、言語、宗教、カーストという主に4つの要素によりインド社会の多様性・複雑性は中国社会よりもはるかに大きく、裏返していうと同質性は低いものとなっている。そうした社会の分断は、以下に述べる政治面にも強く影響している。

2. 政治

中国の政治体制が中国共産党による一党独裁体制であることは論を俟たない。中華人民共和国憲法第1条は、同国が「人民民主主義独裁の社会主義国家」であり、それは「中国共産党の指導」の下にあると規定する。全国人民代表大会が憲法上国家の最高権力機関とされるが、実質的にはその常設機関である常務委員会、現政権下においては国家主席に権力が集中している。なお共産党以外にも「民主党派」と総称される小政党が合法的に存在するものの、無力である。

これに対し、インドは世界最多の有権者による国政選挙を定期的に行うことから、「世界最大の民主主義国家」を標榜する。同国では議院内閣制の下、曲がりなりにも多党制に基づく競争的な政治が行われている¹。中央レベルでは二院制を採用し(下院が上院に対し優越。下院議員は直接選挙を通じ選出)、首相は下院の多数党もしくは多数政党連合から選ばれる。ナレンドラ・モディ首相は、その強権性がしばしばメディアによって批判されるが、同氏は選挙を通じて選ばれた政治指導者であるという点で習近平国家主席とは大きな違いがある。

また中国とは異なり、インドでは三権分立制が採用されており、司法の立法および行政からの独立が少なくとも憲法によって保障されている。なおインドの法制度は旧宗主国である英国の影響を強く受けており、その法体系は判例に重きを置くコモンロー法系である²。この点に関しても、ヨーロッパ大陸法の影響も受けつつも社会主義法系に属する中国とは相違する³。

英エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)の「民主主義指数 2021年版」(Democracy Index 2021)によれば、「完全な民主主義体制」、「欠陥のある民主主義体制」、「混合体制」、「権威主義体制」からなる政治体制の4区分のうち、インドは上から2番目の「欠陥のある民主主義」に分類されている。それでも最も非民主主義的な「権威主義体制」に位置づけられる中国に比較すると、インドの政治体制は明らかに民主主義的である。

その欠陥にもかかわらず、議会内野党や司法による牽制が一定程度政権に対して作用し、政権が定期的に有権者の審判を仰ぐ制度、換言すると、フィードバックのメカニズムをインドの政治システムが内包しているということは、中国との比較のうえで重要である。というのも、そうした政治メカニズムは、政治的アクター間の交渉や妥協を要するため、政策の策定・執行をより漸進的なものにし、場合によっては停滞を引き起こすからである。

3. 経済

(1) 経済水準・規模

1980年時点における1人あたり名目GDPは、中国の307ドルに対しインドが271ドルで、ほぼ同水準であった。中国は1978年末に「改革開放」政策を打ち出し、積極的な外資誘致に乗り出したが、天安門事件に伴う西側諸国の経済制裁も影響し、1990年時点でさえ中国の1人あたり名目GDPは347ドルにすぎず、374ドルのインドと大差なかった。

¹ インドでは1947年の独立以降、インド国民会議派(INC)による一党優位体制が続いていたが、1970年代後半以降、一党優位は崩れ、過去四半世紀は、BJPを筆頭とする連立政権(1998～2004年)、INCを筆頭とする連立政権(2004～14年)、BJPを筆頭とする政権(2014年～)の順で政権交代が起こっている。

² 琴浦諒「インドの法制度の概要」JACジャーナル 2012.11 第59巻11号、2～4頁参照。

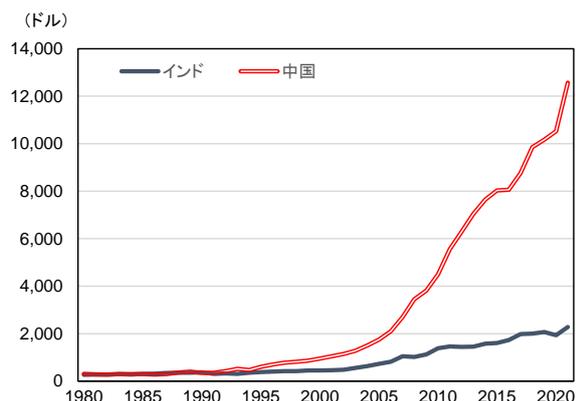
³ 高見澤磨／鈴木賢『中国にとって法とは何か』(岩波書店、2010年)、79頁。

しかし、1990年代から2000年代を通じ両国間の経済水準格差は拡大の一途をたどった。ゴールドマン・サックスの投資調査部部門が「BRICs」という概念を公表した2001年時点で、インドの1人あたり名目GDPが459ドルにすぎなかったのに対し、中国は1,045ドルとインドの2倍以上に達していた。インドでは経済危機に陥ったことを契機として1991年、マンモハン・シン財務相(のちに首相)主導の下で経済改革が開始され、経済は「ヒンドゥー成長率」とも揶揄された低成長状態からは脱していたが、その成長率は1990年代を通じて中国の半分程度にとどまっていた。もっとも、当時の中国がむしろ異例の高成長を遂げていた、というのが妥当であろう。

2000年代以降、中国の1人あたり名目GDPは5年毎にほぼ倍増し(図表3)、2021年には12,562ドルに達した。一方、インドは中国の5分の1にも満たない2,280ドルであった。同時点の1人あたり国民総所得(GNI)をみると、中国は11,880ドルと世界銀行による定義上の「高所得国」(13,205ドル以上。2022年基準)に接近しているのに対し、インドは2,150ドルにすぎず、依然として「下位中所得国」(1,086～4,255ドル)のそれである。

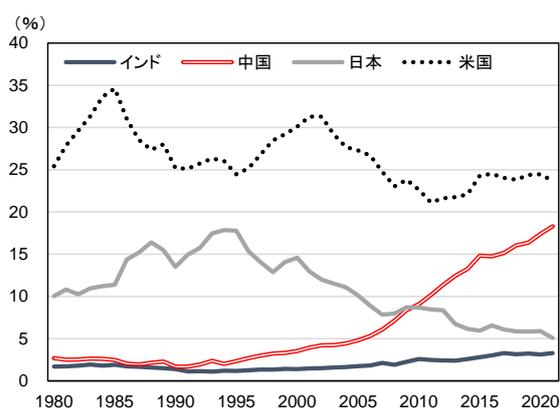
経済水準とともに経済規模にも大きな乖離が生じ、両国の名目GDPが世界全体に占める比率をみると、1990年時点ではインドが1.4%、中国が1.7%とその差は限定的であったが、2021年時点では中国の18.3%に対し、インドは3.3%と大差が開いている(図表4)。

図表3 印中の1人あたり名目GDP



(資料) IMF

図表4 主要国別名目GDPの世界構成比



(資料) IMF

(2) 経済構造

インドと中国の間には経済構造においても大きな違いがある⁴。

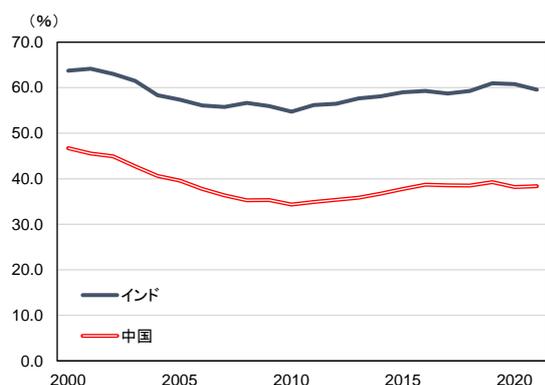
需要項目別に名目GDP構成比をみると、家計最終消費(消費)は2010年以降、インドでは55～60%程度、中国では概ね35～40%で推移する。一方、総固定資本形成(投資)の対GDP比は、逆に中国がインドを常に上回っているうえ、その差は近年拡大し続けている。相対的に中国は投資過剰、インドは投資不足であるといえる(次頁図表5、6)。

産業別GDP構成比においてもインドと中国の間には顕著な差異がみられる。農林水産業の比率は、インドでは引き続き全体の約2割におよぶ一方、中国では2009年以降、1割を切っている。鉱工業部門の比率は、インドでは近年3割前後で推移しているのに対し、中国は2010年代以前

⁴ 外需比率については、2000年代半ばまで両国間では大きな乖離があったが、中国における内需拡大に伴う輸出依存度の低下を受け、両国の同比率は近年20%前後の同水準で推移している。

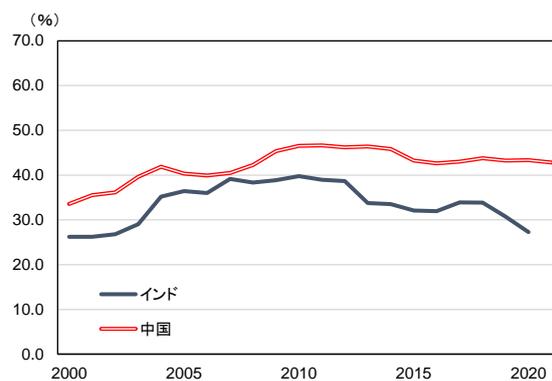
に比べると低下しているとはいえ、依然約4割におよぶ。「ペティ＝クラーク」の法則にしたがえば、産業構造は第1次産業中心から第2次産業中心、最後に第3次産業中心へと移行していくが、インドの場合、この法則があてはまらず、これまで第2次産業は伸び悩みが続いてきた。だが巨大な人口に裏打ちされたその国内消費市場の潜在的規模の大きさを勘案すると、インドにおける鉱工業部門、特に製造業の伸びしろはきわめて大きいとみる(図表7、8)。

図表5 家計最終消費対GDP比



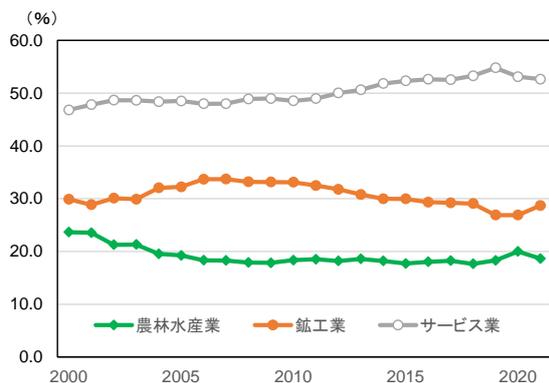
(資料) ADB

図表6 総固定資本形成対GDP比



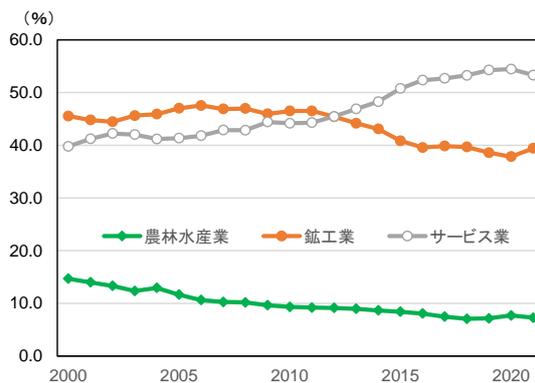
(資料) ADB

図表7 インドの産業別名目GDP構成比



(資料) ADB

図表8 中国の産業別名目GDP構成比



(資料) ADB

4. 地域

(1) 地方システム

中国における最上位の地方行政単位は「省級」で、22省・5自治区・4直轄市・2特別行政区がそれにあたる。だが、「中央と地方の職権の区分は、中央の統一的指導の下で地方の自主性と積極性を十分に発揮させるという原則に従う」(憲法第3条)と規定され、「地方自治」という考え方はない⁵。地域毎の人民政府は、あくまで各地域に置かれた国家権力機関という位置づけである⁶。

⁵ 高見澤磨「中国法の枠組みと役立ち方」『社会人のための現代中国講義』(東京大学出版会、2014年)、214頁。

⁶ 一般財団法人 自治体国際化協会「中国の地方行政制度」(2022年)、11頁。

中央集権国家である中国に対し、インドではインド憲法(1950年)によって連邦制の採用が明記され、連邦を構成する最上位の地方行政単位である「州」(state)と「連邦直轄領」(union territory)のうち、州には自治権が認められている。

州政府の権能を具体的にみると、憲法第246条および第7附則により、各州は、警察、農業、教育、工業など広範な専管権限が付与されている。他方、中央政府との共管権限には、社会保障、物価統制などが含まれるが、事実上中央政府が強い影響力をもつ。また税制も中央政府に有利な構造となっており、インドの連邦制は中央集権的な側面もあわせもっている。

インドの各州は、二院制を採用する一部の州を除き、一院制の州議会をもち、各州議会は、憲法が定める州政府専管事項および共管事項に関する立法権限を有する。州議会の指名を受け、州知事によって任命される州首相は、通常、州議会における多数党あるいは与党連合の指導者が担う。州首相は州行政に関し強力な権限を有しており、いわば出先機関のトップにすぎない中国の省長や省党書記とは異なる。

与党もしくは与党連合が中央と州とで異なることは珍しくない。具体的にみると、南部タミル・ナードゥ州はドラヴィダ民族主義を掲げるドラヴィダ進歩連盟、東部ウェスト・ベンガル州は全インド草の根会議派という地域政党が現在政権を担っている。モディ政権以前の連邦与党INCは、ラージヤスターン州などでは引き続き与党であり、また南部ケーララ州は伝統的にインド共産党(マルクス主義派)の牙城である。むろん、中央レベルと州レベルで与党が一致する場合も多い。たとえば、モディ首相の出身州である西部グジャラート州議会では、BJPが圧倒的な勢力を有する。

中央レベルと州レベルで政権党が異なる場合、両者の間ではときに厳しい対立が生じ、中央政府の政策決定を複雑なものにする⁷。この点もまた、中国との重要な違いの1つである。

インドは現在、28州と8連邦直轄領で構成されている。全州・連邦直轄領のうち、ウッタル・プラデーシュ州、マハーラーシュトラ州、ビハール州の人口は、2011年国勢調査の時点で1億人を超え、なかでもウッタル・プラデーシュ州の人口は約2億人に達していた。同時点で人口が5千万人を超えていた州としては、上述の3州のほか、ウェスト・ベンガル州、アーンドラ・プラデーシュ州(ただし、2014年にテランガーナ州が分離)、マディヤ・プラデーシュ州、タミル・ナードゥ州、ラージヤスターン州、カルナータカ州、グジャラート州が挙げられる。

人口5千万超の国家は、ヨーロッパにはロシア、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアの5か国しかない。人口規模でいえばインドがヨーロッパの大国10か国相当の州を内包し、各州が比較的強い権能を有する連邦国家であることは、この国をみるうえできわめて重要である。

(2) 州経済

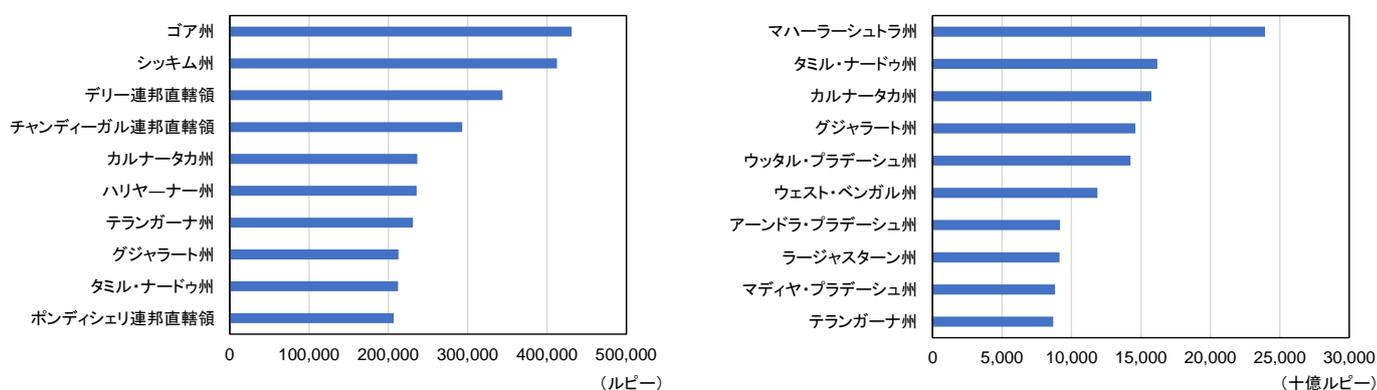
インドは顕著な地域間経済格差を抱える。地方行政単位毎に人口等の諸条件が異なるため単純比較はできないものの、インドにおける州・連邦直轄領間の経済格差は、中国の省区市間を大きく上回る。2021年における中国の1人あたり地域総生産をみると、首位の首都北京市と最下位の甘粛省の差は約4.5倍だった。一方、インドの2020-21年度の1人あたり州純生産(net state product)をみると、首位のゴア州(西部に位置する小州)と最下位のビハール州(東部にある人口第3位の州)の差は約9.9倍、首都デリー連邦直轄領とビハール州の差は約7.9倍にのぼった。

⁷ イザベル・サン＝メザール『地図で見るインドハンドブック』(原書房、2018年)、38～41頁。インドにおいて州の自治権が強化され、分権的な傾向が強まったのは1990年代以降である。

一定の人口を有する州・連邦直轄領に限っていえば、富裕州は南部(カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、テランガーナ州)と西部(グジャラート州)のほか、北部の首都近郊(デリー連邦直轄領、ハリヤーナー州)に集中する傾向がある。一方、貧困州は東部(ビハール州など)や首都近郊を除く北部(ウッタール・プラデーシュ州など)に多い(図表9・左)。

経済規模を州純付加価値(net state value added)からみると、マハーラーシュトラ州が最大であり、その全国比は1割強におよぶ。同州は経済・金融の中核都市ムンバイを州都とする人口第2位の州である。以下、タミル・ナードゥ州(州都チェンナイ)、カルナータカ州(州都ベンガルール)、グジャラート州(最大都市アームダバード)、全国最大の人口をもつウッタール・プラデーシュ州(州都ラクナウ)、ウェスト・ベンガル州(州都コルカタ)が続く(図表9・右)。

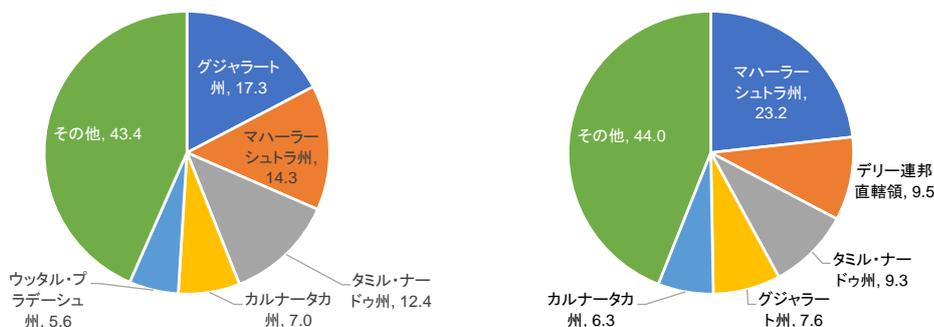
図表9 1人あたり州純生産(左)および州純付加価値(右)の上位10州・連邦直轄領(2020-21年度)



(資料) インド準備銀行(RBI)

産業構造も州・連邦直轄領毎に大きな違いがある。富裕州では製造業や金融サービス業が相対的に発展している。たとえば、石油化学工業を主要産業とするグジャラート州は、製造業の純付加価値において全国最大のシェアを占める。このほか、自動車産業やIT産業が集積する工業都市プネを抱えるマハーラーシュトラ州や、同じく自動車やITのほか、エレクトロニクス産業で知られるタミル・ナードゥ州も1割を超えるシェアをもつ。金融サービス業の純付加価値については、中銀本店所在地であり同国最大の金融センターであるムンバイを擁するマハーラーシュトラ州が全国の約4分の1を占め、これにデリー連邦直轄領、タミル・ナードゥ州が続く構図である(図表10)。

図表10 製造業(左)および金融サービス業(右)の州別純付加価値全国構成比(2020-21年度、単位:%)



(資料) RBI

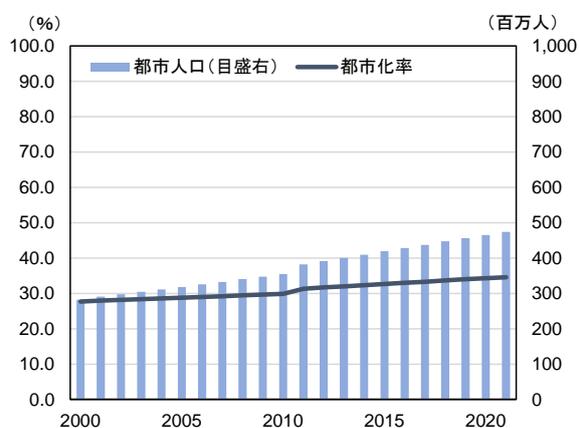
5. 都市

(1) 都市化

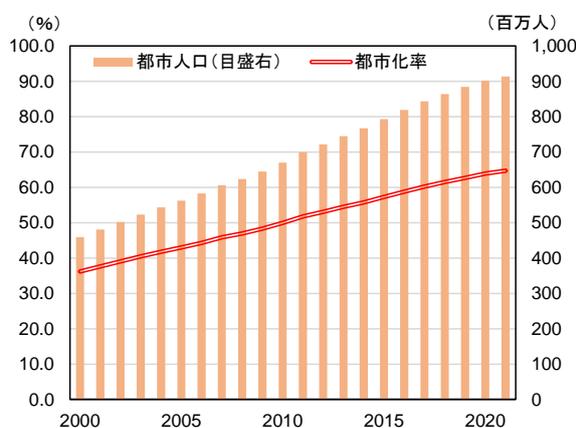
経済発展と都市化との間には密な関係がある。国連人口部「世界都市化見通し」(2018年改訂版)によると、1980年時点における中国とインドの都市化率はそれぞれ19%と23%であり、インドが中国を上回っていた。だが改革開放とともに進展した工業化は、中国において農村部から都市部への大規模な人口移動を促した。その結果、アジア開発銀行(ADB)「アジア・太平洋地域主要指標」(2022年版)によれば、2021年時点における中国の都市化率は65%に達している。これに対し、インドの同時点の都市化率は依然35%にとどまっており、印中は好対照をなしている。

前述のとおり両国の総人口はほぼ同規模であるが、都市人口に限れば、中国の約9億人に対し、インドは5億人弱とその半分程度にすぎない(図表11、12)。

図表 11 インドの都市化率・都市人口



図表 12 中国の都市化率・都市人口



(資料) ADB

反面、中国はすでにルイス転換点(工業化の過程で農村部の労働力が都市部に移動し続ける結果、余剰労働力が払底する時期)を通過したものとみられ、つまり中国経済は都市化を動因とする成長にはもはや期待できない段階にある。これに対し、インドでは都市化の余地が依然として大きく、労働人口の農村部から都市部への移転が経済成長に対し長期的にポジティブに作用し続ける可能性が高い。

(2) 都市圏

国連「世界都市化見通し」(2018年改訂版)は、2020年時点における人口1千万人の都市圏(都市的集積地域、urban agglomerations)、すなわち「メガシティ」(巨大都市)の数について、全世界で計34都市圏と推計している。国別にみると、中国とインドがそれぞれ6都市圏、日本と米国がそれぞれ2都市圏である。うちインドのメガシティは人口の大きい順に、デリー(3,029万)、ムンバイ(2,041万)、コルカタ(1,485万)、ベンガルール(1,233万)、チェンナイ(1,097万)、ハイデラバード(1,000万)である。なかでもデリーは、東京(3,739万)に次ぐ世界第2位、ムンバイは世界第9位の人口規模を有する。

国連の2030年予測値をみると、デリーの都市圏人口は4千万人弱に膨らんで世界首位に、約2,500万人のムンバイは世界6位に浮上する見通しである。インドのメガシティの数は上述の6都市圏にアーメダバードが加わることで、7都市圏となる。同国における人口増加はこうした巨大都市に集中し、したがって経済成長もそれらが中心になることが予想される。

都市化は、渋滞や住宅価格の高騰、環境の悪化(大気汚染・水質汚濁・騒音など)、スラムの拡大、スプロール現象など、「集積の不経済」といわれるさまざまな問題をもたらす。しかし一方で、都市化は「集積の利益」を通じ経済成長を促し、経済成長はさらなる都市化を促進する。つまり、都市化と経済成長は、タイムラグを伴いつつも相互に補強しあう正のスパイラル関係にある⁸。

A・T・カーニーの「Global Cities Index」や森記念財団・都市戦略研究所「世界の都市総合ランキング」など著名な世界都市ランキングの最上位層に名を連ねるのは、ニューヨークやロンドン、東京、パリである。だが、東京を除く3都市は、人口面では現在世界の十指にも入っていない。にもかかわらず都市ランキングの上位を占めているのは、過去の人口規模をある程度反映している。国連による1950年時点の世界都市圏人口ランキングをみると、首位はニューヨーク、2位は東京、3位はロンドン、5位はパリであり、当時いずれも世界屈指の人口を抱えていた(図表13)。

それを踏まえると、デリーやムンバイなどインド国内のメガシティが今後グローバル都市としての地位を構築していく可能性は、決して小さくない。ただし、そのためには世界経済、とりわけグローバル金融市場とのさらなる連結性の向上が必至であろう⁹。

図表13 世界都市圏人口ランキング上位30都市圏 (単位:千人)

	1950		2020		2030			
1	ニューヨーク	12,338	1	東京	37,393	1	デリー	38,939
2	東京	11,275	2	デリー	30,291	2	東京	36,574
3	ロンドン	8,361	3	上海	27,058	3	上海	32,869
4	大阪	7,005	4	サンパウロ	22,043	4	ダッカ	28,076
5	パリ	6,283	5	メキシコシティ	21,782	5	カイロ	25,517
6	モスクワ	5,356	6	ダッカ	21,006	6	ムンバイ	24,572
7	ブエノスアイレス	5,166	7	カイロ	20,901	7	北京	24,282
8	シカゴ	4,999	8	北京	20,463	8	メキシコシティ	24,111
9	コルカタ	4,604	9	ムンバイ	20,411	9	サンパウロ	23,824
10	上海	4,288	10	大阪	19,165	10	キンシャサ	21,914
11	ロサンゼルス	4,046	11	ニューヨーク	18,804	11	ラゴス	20,600
12	メキシコシティ	3,365	12	カラチ	16,094	12	カラチ	20,432
13	ベルリン	3,338	13	重慶	15,872	13	ニューヨーク	19,958
14	フィラデルフィア	3,128	14	イスタンブール	15,190	14	重慶	19,649
15	ムンバイ	3,089	15	ブエノスアイレス	15,154	15	大阪	18,658
16	リオデジャネイロ	3,026	16	コルカタ	14,850	16	コルカタ	17,584
17	サンクトペテルブルク	2,903	17	ラゴス	14,368	17	イスタンブール	17,124
18	デトロイト	2,769	18	キンシャサ	14,342	18	ラホール	16,883
19	ボストン	2,551	19	マニラ	13,923	19	マニラ	16,841
20	カイロ	2,494	20	天津	13,589	20	ブエノスアイレス	16,456
21	天津	2,467	21	リオデジャネイロ	13,458	21	ベンガルール	16,227
22	マンチェスター	2,422	22	広州	13,302	22	広州	16,024
23	サンパウロ	2,334	23	ラホール	12,642	23	天津	15,745
24	名古屋	2,237	24	モスクワ	12,538	24	深圳	14,537
25	バーミンガム	2,229	25	ロサンゼルス	12,447	25	リオデジャネイロ	14,408
26	瀋陽	2,148	26	深圳	12,357	26	チェンナイ	13,814
27	ローマ	1,884	27	ベンガルール	12,327	27	ロサンゼルス	13,209
28	ミラノ	1,883	28	パリ	11,017	28	モスクワ	12,796
29	サンフランシスコ	1,855	29	ポゴタ	10,978	29	ハイデラバード	12,714
30	バルセロナ	1,809	30	チェンナイ	10,971	30	ジャカルタ	12,687

(資料) 国連

⁸ 藤田昌久／ジャック・F・ティス『集積の経済学』(東洋経済、2017年)、525～527頁。

⁹ サスキア・サッセン『グローバル・シティ』(筑摩書房、2008年)、191～194頁。

6. インドは次の中国になりうるのか

最後に、冒頭に立てた問い、すなわち中国が世界経済において担った成長センターという役割を、今後はインドが引き継ぐことになるのか、という命題について、以上で概観したインドと中国との共通性と差異性を踏まえ検討する。

1990年代以降、とりわけ WTO 加盟(2001年12月)以降の中国がそうだったように、人口面におけるインドの優位性は、今後少なくとも10～20年にわたって、インドが海外から直接投資を惹きつける誘因であり続けよう。また、インド経済の発展段階が依然として低く、特に経済に占める製造業比率や都市化率が低水準にとどまっていることは、都市部の個人消費関連産業を筆頭に、成長の余地がきわめて大きいことを示唆する。その意味において、インドが次の中国となる可能性は十分にある。

ただし、その成長スピードは中国に比べ穏健なものとならざるを得ないだろう。

その理由は、第一に、インドの社会構造は中国に比べはるかに複雑で多面的であるからである。言語、エスニシティ、宗教、カーストなどによる社会の分断は、実際、政策当局者による利害調整を困難なものにしている。

第二に、様々な欠陥を含むにせよ、インドが民主主義体制を採用しているからである。政権が有権者の審判を定期的に仰いでいることは、独裁体制との比較でいうと、意思決定をより慎重なものにし、政策遂行を妥協的で漸進的なものにする。1970～80年代の韓国や台湾、あるいは1990年代以降の中国にみられる、ときに強権的な手段も辞さない開発独裁型のダイナミックな経済開発は、インドが議会制民主主義を維持する限り見込めない。

また、インドの経済発展は当面、地理的に不均衡で局地的なものになることが想定される。サイモン・クズネツの「逆 U 字仮説」によれば、経済の発展段階が進むにつれて国内の所得格差は拡大する。格差解消は発展レベルが一定の水準に達してからのことである。このクズネツの仮説を援用すると、かつての中国同様、インドでは農村部から都市部へ、貧困州から富裕州への人口移動が今後さらに加速し、それに伴って、都市部と農村部、富裕州と貧困州の間の格差は一層広がっていくことが予想される。加えて、インドの地方システムがもつ分権的性格が、州間の経済政策運営の違いや巧拙を通じ、そうした地域間格差を増幅させる要素を包摂することを指摘しておきたい。

そうしたなか、高成長が長期的に期待されるのは、すでに産業の集積が進展しつつある地域である。たとえば、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、グジャラート州、デリー連邦直轄領、ハリヤーナー州の各都市部、より具体的には、デリー、ムンバイ、ベンガルール、チェンナイといったメガシティが挙げられる。リチャード・フロリダの用語を借用するならば、インドの経済発展の形状は、これらのメガシティに集中する「スパイク」(尖った)¹⁰なものとなる。

(調査部 海外調査チーム長 村上 和也)

¹⁰ リチャード・フロリダ『クリエイティブ都市論』(ダイヤモンド社、2009年)、23～74頁。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。